

第5回甲府交通圏タクシー特定地域協議会

議事次第

平成23年7月5日(火) 13:30～

山梨自動車総合会館

1. 開 会
2. 甲府交通圏タクシー特定地域協議会長挨拶
3. 議 事
 - (1) 甲府交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱の改正について
 - (2) 特定事業計画の進捗状況について
 - (3) 事業再構築の進捗状況報告
 - (4) タクシー活性化に向けた取り組み報告
 - (5) その他
4. 閉 会

-
- 資料1 甲府交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱(案)
 - 資料2 甲府交通圏タクシー特定地域協議会地域計画
 - 資料3 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進について
 - 資料4 特定地域におけるタクシー事業者の経営状況等に関する調査・監査の実施について

第5回 甲府交通圏タクシー特定地域協議会 出席者名簿

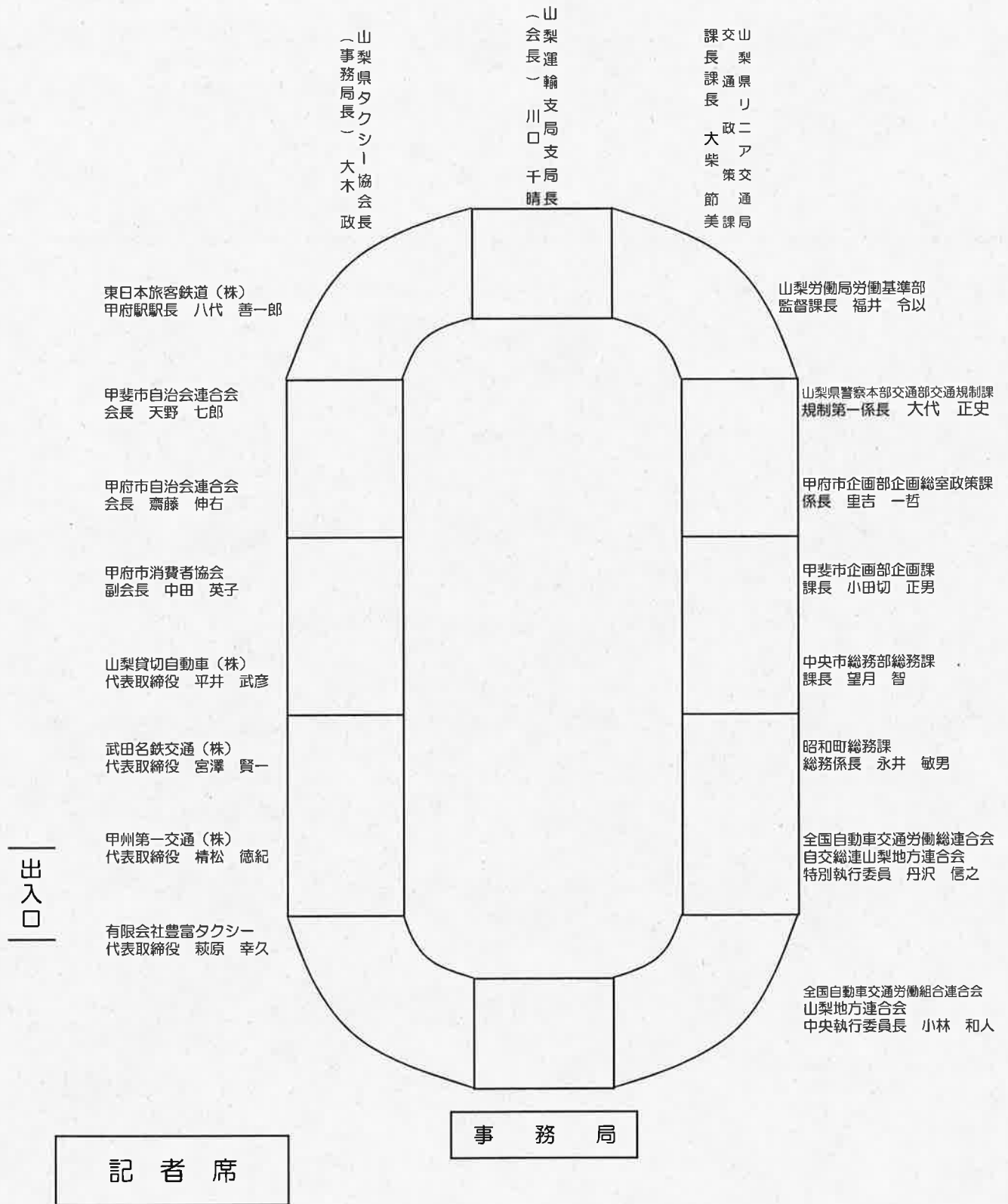
平成23年7月5日(火)

山梨県自動車会館2階 会議室

山梨運輸支局長	川口 千晴
山梨県リニア交通局交通政策課長	大柴 節美
甲府市企画部企画総室政策課長	中村 好伸
	※代理出席 里吉 一哲
甲斐市企画政策部企画財政課長	小田切 正男
中央市総務部総務課長	望月 智
昭和町総務課長	志村 武夫
	※代理出席 永井 敏男
山梨県タクシー協会 会長	大木 政
山梨貸切自動車(株)代表取締役	平井 武彦
武田名鉄交通(株)代表取締役	宮澤 賢一
甲州第一交通(株) 代表取締役	楢松 徳紀
(有)豊富タクシー 代表取締役	萩原 幸久
全国自動車交通労働総連合会自交総連山梨地方連合会 特別委員	丹沢 信之
全国自動車交通労働組合連合会山梨地方連合会 中央執行委員長	小林 和人
甲府市自治会連合会 会長	齋藤 伸右
甲斐市自治会連合会 会長	天野 七郎
甲府市消費者協会 会長	代永まつ子
	※代理出席 中田 英子
東日本旅客鉄道(株)八王子支社甲府駅長	八代 善一郎
山梨労働局労働基準部監督課長	福井 令以
山梨県警察本部交通部交通規制課長	川崎 雅明
	※代理出席 大代 正史

(順不同、敬称略)

第5回「甲府交通圏」タクシー特定地域協議会 配席図



甲府交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（案）

平成21年10月28日

一部改正 平成23年 7月 5日

（目的）

第1条 甲府交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年度法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、甲府交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組みを中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

2 この要綱において、「タクシー車両」とは、タクシー事業者の事業用自動車を用いる。

3 この要綱において、「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者組織する団体をいう。

4 この要綱において、「労働組合」とは、タクシー運転者の組織する団体をいう。

5 この要綱において、「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 地域計画の作成

(2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

① 協議会の運営方法

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

（協議会の構成員）

第4条 協議会設立時の構成員は、以下(1)から(7)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成24年9月30日までとする。

(注) (1)～(5)は法第8条第1項に規定する構成員、(6)～(7)は、同条第2項に規定する構成員。

- (1) 関東運輸局長又はその指名する者
- (2) 関係地方公共団体の長
 - ① 山梨県知事又はその指名する者
 - ② 甲府市長又はその指名する者
 - ③ 甲斐市長又はその指名する者
 - ④ 中央市長又はその指名する者
 - ⑤ 昭和町長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等
 - ① 山梨県タクシー協会 会長
 - ② 山梨県タクシー協会 甲府支部 正副支部長
- (4) 労働組合
 - ① 全国自動車交通労働組合総連山梨地方連合会を代表する者
 - ② 全国自動車交通労働組合連合会山梨地方連合会を代表する者
- (5) 地域住民の代表
 - ① 甲府市自治会連合会 会長
 - ② 甲斐市自治会連合会 会長
 - ③ 甲府市消費者協会 会長
- (6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社八王子支社 甲府駅長又はその指名する者
- (7) その他協議会が必要と認める者
 - ① 山梨労働局長又はその指名する者
 - ② 山梨県警察本部長又はその指名する者

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議会の議事運営を統括し、座長を務める。
- 3 会長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には、事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成24年9月30日までとする。

- 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
- (1) 会長の選出を議決する場合 前条に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合はそれぞれ種別ごとに1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計15個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
- (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① 関東運輸局長が合意していること。
 - ② 関係地方自治体の長が全て合意していること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ⑤ 労働組合として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑦ 前条(6)及び(7)に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
- (3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① (2) ①～⑥までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 前条(7)①及び②の構成員が合意していること。
 - ④ 前条(6)及び(7)③の過半数が合意していること。
- ※ただし地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。
- (4) (1)～(3)まで以外の議決を行う場合 (1)の議決方法をもって決することとする。
- 10 協議会は、地域計画策定後も定期的を開催することとする。
- 11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。
- 12 協議会は原則として公開とする。
- 13 協議会は協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

現 行

甲府交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱

平成21年10月28日

(目的)

第1条 甲府交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法（平成21年度法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、甲府交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組みを中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

2 この要綱において、「タクシー車両」とは、タクシー事業者の事業用自動車をいう。

4 この要綱において、「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者組織する団体をいう。

4 この要綱において、「労働組合」とは、タクシー運転者の組織する団体をいう。

5 この要綱において、「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 地域計画の作成

(2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

① 協議会の運営方法

② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第5条 協議会設立時の構成員は、以下(1)から(7)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成24年9月30日までとする。

(注) (1)～(5)は法第8条第1項に規定する構成員、(6)～(7)は、同条第2項に規定する構成員。

- (1) 関東運輸局長又はその指名する者
- (2) 関係地方公共団体の長
 - ①山梨県知事
 - ②甲府市長
 - ③甲斐市長
 - ④中央市長
 - ⑤昭和町長
- (3) タクシー事業者等
 - ①山梨県タクシー協会 会長
 - ②株式会社舞鶴タクシー 代表取締役
 - ③山梨貸切自動車株式会社 代表取締役
 - ④武田名鉄交通株式会社 代表取締役
 - ⑤甲州第一交通株式会社 代表取締役
 - ⑥有限会社玉幡タクシー 代表取締役
 - ⑦有限会社豊富タクシー 代表取締役
- (4) 労働組合
 - ①全国自動車交通労働組合総連山梨地方連合会を代表する者
 - ②全国自動車交通労働組合連合会山梨地方連合会を代表する者
- (5) 地域住民の代表
 - ①齋藤伸右 (甲府市自治会連合会 会長)
 - ②天野七郎 (甲斐市自治会連合会 会長)
 - ③代永まつ子 (甲府市消費者協会 会長)
- (6) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社八王子支社 甲府駅 駅長
- (7) その他協議会が必要と認める者
 - ①山梨労働局長
 - ②山梨県警察本部長
 - ③社会福祉法人甲府市民生福祉会 春風寮事務長)

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議会の議事運営を統括し、座長を務める。
 - 3 会長の任期は平成24年9月30日までとする。
 - 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
 - 5 協議会には事務局を設置する。
 - 6 事務局には、事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
 - 7 事務局長は協議会の運営に関する事務を総括する。
 - 8 事務局長の任期は平成24年9月30日までとする。
 - 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 会長の選出を議決する場合 前条に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合はそれぞれ種別ごとに1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。合計15個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 関東運輸局長が合意していること。
 - ② 関係地方自治体の長が全て合意していること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ⑤ 労働組合として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑦ 前条(6)及び(7)に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
 - (3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2) ①～⑥までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 前条(7)①及び②の構成員が合意していること。
 - ④ 前条(6)及び(7)③の過半数が合意していること。
- ※ただし地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1)～(3)まで以外の議決を行う場合 (1)の議決方法をもって決することとする。

10 協議会は、地域計画策定後も定期的を開催することとする。

11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。

12 協議会は原則として公開とする。

13 協議会は協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

○甲府交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（抜粋）

改 正	現 行
<p>甲府交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱</p> <p>平成21年10月28日 一部改正 平成23年7月5日</p> <p>（協議会の） 第4条 協議会設立時の構成員は、以下（1）から（7）の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成24年9月30日までとする。 （注）（1）～（5）は法第8条第1項に規定する構成員、（6）～（7）は、同条第2項に規定する構成員。</p> <p>（1） 関東運輸局長又はその指名する者 （2） 関係地方公共団体の長 ① 山梨県知事 ② 甲府市長 ③ 甲斐市長 ④ 中央市長 ⑤ 昭和町長 （3） タクシー事業者等 ① 山梨県タクシー協会 会長 ② 株式会社舞鶴タクシー株式会社 代表取締役 ③ 山梨県自動車株式会社 代表取締役 ④ 武田名鉄交通株式会社 代表取締役 ⑤ 甲州第一交通株式会社 代表取締役 ⑥ 有限会社玉幡タクシー 代表取締役 ⑦ 有限会社豊置タクシー 代表取締役 （4） 労働組合 ① 全国自動車交通労働組合連合会山梨地方連合会を代表する者 ② 全国自動車交通労働組合連合会山梨地方連合会を代表する者 （5） 地域住民の代表 ① 齋藤伸右（甲府市自治会連合会 会長） ② 天野七郎（甲斐市自治会連合会 会長） ③ 代永まつ子（甲府市消費者協会 会長） （6） その他タクシー事業者の適性化及び活性化に資する他の事業を営む者 東日本旅客鉄道株式会社王子支社 甲府駅 駅長 その他協議会が必要と認める者 ① 山梨労働局長 ② 山梨県警察本部長 ③ 社会福祉法人甲府市民生福祉会 春風寮事務局</p>	<p>甲府交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱</p> <p>平成21年10月28日 一部改正 平成23年7月5日</p> <p>（協議会の） 第4条 協議会設立時の構成員は、以下（1）から（7）の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成24年9月30日までとする。 （注）（1）～（5）は法第8条第1項に規定する構成員、（6）～（7）は、同条第2項に規定する構成員。</p> <p>（1） 関東運輸局長又はその指名する者 （2） 関係地方公共団体の長 ① 山梨県知事 ② 甲府市長 ③ 甲斐市長 ④ 中央市長 ⑤ 昭和町長 （3） タクシー事業者等 ① 山梨県タクシー協会 会長 ② 株式会社舞鶴タクシー株式会社 代表取締役 ③ 山梨県自動車株式会社 代表取締役 ④ 武田名鉄交通株式会社 代表取締役 ⑤ 甲州第一交通株式会社 代表取締役 ⑥ 有限会社玉幡タクシー 代表取締役 ⑦ 有限会社豊置タクシー 代表取締役 （4） 労働組合 ① 全国自動車交通労働組合連合会山梨地方連合会を代表する者 ② 全国自動車交通労働組合連合会山梨地方連合会を代表する者 （5） 地域住民の代表 ① 齋藤伸右（甲府市自治会連合会 会長） ② 天野七郎（甲斐市自治会連合会 会長） ③ 代永まつ子（甲府市消費者協会 会長） （6） その他タクシー事業者の適性化及び活性化に資する他の事業を営む者 東日本旅客鉄道株式会社王子支社 甲府駅 駅長又はその指名する者 その他協議会が必要と認める者 ① 山梨労働局長又はその指名する者 ② 山梨県警察本部長 ③ 除</p>

平成22年3月10日

甲府交通圏タクシー特定地域協議会地域計画

1. タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本方針

(1) 甲府交通圏における公共交通機関としての役割・責務

甲府交通圏におけるタクシーは、他の公共交通機関が始発から終電・終バスまでに決められた路線での輸送を担っているのに対し、24時間個々の利用者のニーズにあわせたドア・ツー・ドアの輸送を担っており、生活に欠かせない公共交通機関として、県内では平成18年度の全交通機関の約18.6%にあたる1日当たり約21千人をタクシーで輸送し、バス(約26千人)に匹敵する規模の輸送を担っている(山梨県統計年鑑・平成20年版)。

特に一人一人のニーズにきめ細かく、柔軟に対応することから時間価値を重視するビジネス利用、観光客、終電、終バスが終わった後の足や高齢者等の重要な移動手段ともなっている。このようにタクシーは生活やビジネスに欠かすことのできない公共交通機関であり、今後も重要な役割を担うものである。

さらに、タクシー事業に関しては公共交通機関として社会貢献、環境への取り組み、安全の確保、福祉、雇用責任等の社会的責任(CSR; Corporate Social Responsibility)活動の推進を求められている。タクシー事業者全体にわたってこうしたCSR活動を推進するという前提のもと、公共交通機関としての役割を十分に発揮できるものである。

(2) タクシー事業の現況

◇タクシー需要の減少

甲府交通圏におけるタクシーの輸送人員は長期的な減少傾向にあり、規制緩和以前の平成13年度と比べ平成20年度では年間350万人(1日当たり9.6千人)から年間305万人(1日当たり8.4千人)へと約13%減少している(タクシー協会調べ)。特に平成20年秋以降の世界的経済危機も相まって、一般利用者のみならず、経費圧縮等を進める企業のビジネス利用の減少、加えて運転代行業等の新規事業の進出により厳しい状況にある。また、甲府交通圏事業者の平成21年9月1ヶ月の輸送人員は214千人と平成20年9月の242千人に比べて12%も減少しており、今後も輸送人員の大幅な回復は難しい状況と思われる。

◇規制緩和以降の事業者数及び車両数

甲府交通圏におけるタクシー事業は、平成14年の「道路運送法の一部を改正する法律」施行以降も事業者数、車両数は減少(平成13年度25社・498両、14年度26社・500両、平成21年9月30日現在24社・448両)しているものの、平成21年10月28日の第1回協議会において、関東運輸局から適正と考えられる車両数として3つのケース(実働率をそれぞれ90%、86%、80%としたときの車両数約350両、約350両、400両)について示された

ところであるが、平成21年9月30日現在の車両数（448両）とは大幅な差異が認められる。

◇輸送実績の悪化

このように、甲府交通圏ではタクシー車両数は減少しているにもかかわらず、タクシー利用者が減少している結果、タクシー1両当りの1日の走行キロは、平成13年度と比べ平成20年度では144.0kmから129.2kmへ、実車率^(※1)は46.4%から44.0%へ、実働率^(※2)は85.9%から85.0%へ、いずれも低下しており、タクシー1日1車当りの運送収入（税込み、以下同じ）も25,132円から23,561円へと、これも6.3%減少するという実態となっている。

さらに、平成21年9月の実績では、実車率42.7%、実働率87.5%、1日1車当りの運送収入は20,768円と輸送実績は一層悪化している。特に1日1車当りの運送収入は、26ヶ月連続で前年比割れの厳しい状況となっている。

一方で、燃料価格の高騰（平成13年度48.0円/ℓから平成20年度72.6円/ℓ）（タクシー協会調べ）や安全対策等への経費の増大等により、甲府交通圏における事業者の収支差比率は5年連続で低下しており、平成19年度はマイナス1.9%、平成20年度はマイナス2.8%、さらに、平成21年度はマイナス幅が大きくなることが予想されるなど、減益幅は拡大する傾向にある。

このように、事業経営は非常に厳しく、こうした状況が改善されなければ、タクシーの地域公共交通としての機能が一層低下することが懸念される。

※1 実車率とは、走行キロに対する実車キロ（旅客が乗車した距離）の比率である。

※2 実働率とは、実在車両数に対する実働車両数の比率である。

◇運転者の労働条件の低下

タクシー1両当りの運送収入の減少は、歩合制賃金を主体とした賃金体系の中、運転者の賃金の低下をまねき、山梨県のタクシー運転者の平均年収は、平成8年には447万円であったが、その後低下傾向を示し、平成10年以降は300万円前後で推移し、平成20年には258万円となっている。（いずれも税・社会保険料等控除前の金額）この間に山梨県の全産業平均との格差は年々拡がり、平成20年には251万円にまで拡大している。平成19年12月には運転者の労働条件の向上等のために運賃改定を行ったものの効果として表れておらず、最低賃金法に抵触するおそれもあり、現状の賃金水準では、日常生活の維持もままならない状況にもなっている。

労働時間についても、山梨県のタクシー運転者は山梨県の全産業平均よりも長時間労働である。その差は、平成20年には144時間となっており（賃金構造基本統計調査）、さらに長時間化の傾向もみられる。

◇運転者の高齢化

また、若年層の就職先としての魅力の低下等も相まって、平成4年には48.5歳であった運転者の平均年齢が平成20年には60.1歳となるなど、運転者の高齢化も進み、65歳以上の高齢運転者割合は31%になっている（タクシー協会調べ）。

こうした高齢化の進展が事故多発の要因になるとともに、IT技術などを用いた先進的なサービスへの対応が難しいといった指摘もある。

低賃金や長時間労働であるがために若年層の新規労働者の入職は皆無である一方、すでにタクシ

一運転者の多くは高齢者で成り立っているために、他産業への転職も難しい職種となっている。

◇需給バランスが崩れたことによるサービスの低下

このような状況の中、収入を増やそうとするため、近距離の運行をいやがる傾向から、近距離利用者への運転者の接客サービスが低下しているという指摘もある。また、駅構内等では長時間乗車待ちをするため、駅周辺での交通渋滞や近距離利用者に対しての接客態度不良等の苦情件数も増加傾向にあり、運転者自らがタクシー離れを促すようなケースもでており、運転者のサービスレベルの低下が指摘されている。

◇タクシー業界の取り組み

業界では、これまでも、利用者の増加や利便性の向上を目指した各種の取り組み、経営効率化・合理化や安全性の維持・向上への取り組みを推進してきた。

甲府交通圏においては、無線タクシーのデジタル化の推進、低燃費LPGタクシー車両の導入、エコドライブなどによる環境問題への取り組み、労働環境の向上（防犯カメラの導入・防犯仕切り板の導入推進等）、ドライブレコーダーの導入、社会的要請の禁煙化の実施、運転免許返納者割引の導入、便利屋タクシーの促進、110番協力タクシーの導入、コンビニタクシー相互協力の協定、忘れ物や苦情処理対策、優良運転者表彰制度など幅広い分野で様々な取り組みを実施してきた。

◇まとめ

以上のように、タクシー事業の直面する需要の低迷、供給過剰、労働環境の悪化、サービスレベルの低下等の様々な問題があるなかで、公共交通機関としての役割を果たすために、タクシー業界としても多様な努力をしてきたところであるが、現状のような経営環境下（需給アンバランスな状態）では、抜本的な改善は難しいものの、創意工夫の余地があるものと考えられる。

（3）取り組みの方向性

（1）（2）において分析した、タクシーの役割、現況、課題を踏まえ、以下の項目ごとに具体的な目標を設定する。

各目標の実現を図るため、各タクシー事業者は、不特定多数の需要者に対して安全・安心で良質なサービスを提供する、いわゆる「コモン・キャリア」としての自覚を持ち、社会的責務を果たすべく、積極的な取り組みを進めるべきである。

また、タクシー事業者以外の関係者についても、各目標の実現に向け、タクシーが公共交通として機能しうる環境づくりを行う等、必要な協力を行うものとする。

協議会は、目標の達成状況について検証・評価を行うとともに、タクシー事業者等関係者に対し、目標達成のための事業の進捗を促す。また、協議会に参加していない関係者（構成員以外のタクシー事業者、道路管理者等）に対しても、地域計画に定める目標の実現に協力するよう要請することとする。

さらに協議会は、必要に応じて地域計画の見直しを行うものとする。

◇タクシーサービスの活性化と良質なサービスが提供できる環境づくり

◇安全性の維持・向上

- ◇環境問題への貢献
- ◇交通問題、都市問題の改善
- ◇総合交通ネットワークの一員としての機能の向上
- ◇観光立国実現に向けての取り組み
- ◇防災・防犯対策への貢献
- ◇タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- ◇事業経営の活性化、効率化

2. 地域計画の目標

(1) タクシーサービスの活性化と良質なサービスが提供できる環境づくり

タクシーに求められるものは、公共交通機関として社会的責務を果たすために「安全・安心で良質なサービスの提供」を遂行することである。そこで、まず利用者の満足度を高め、リピーターとなってもらうため接客サービスの向上を目指すものとする。

そのためには、タクシー事業者間での適切な連携を図り、協会、会社を含め業界全体をあげて接客サービス向上のための研修会を実施すべきである。

また、新たな需要の喚起については、駅等における近距離乗り場の設置や高齢化社会における個人需要の掘り起こしに向けた取り組み等を行いサービスの活性化を図るものとする。

なお、高齢化社会における個人需要の掘り起こしについては、その実現に向けた取り組みや地方公共団体等関係者からの情報を得ながら地域住民の需要を把握するとともに、バリアフリー対応の教育制度の導入によりタクシーサービスの向上に努める。

(2) 安全性の維持・向上

公共交通機関として「安全・安心で良質なサービスの提供」を行うためには、安全性の維持・向上について不断の努力を行うことで社会的な信頼をますます向上させていく必要がある。

また、安全・安心はタクシーサービスの根幹であり、これを担うのが運転者である。運転者のレベルアップを図るため各種研修会を実施するとともに、協会、会社をあげて安全・安心のサービスが提供できる体制等を整備する必要がある。

さらに国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2009」における事故削減のための対策に着手に取り組みつつ、今後10年間で死者数、人身事故件数をともに半減する目標を上回る改善率を目標とする。

(3) 環境問題への貢献

政府は、温室効果ガスの削減目標について、1990年比で2020年までにCO₂排出量を25%削減することを目指すことを表明している。山梨県では平成18年度の総CO₂排出量のうち39.7%を運輸部門が占めており、そのうち約9割が自動車に起因するものである。自動車により排出されるCO₂のうちタクシー（LPG車）が占める割合は約1%となっており、タクシーは山梨県の総CO₂排出量の約0.4%を排出している。

今後、タクシー事業においても、温暖化対策等環境問題に対しても寄与すべく対策を講じるものとする。

山梨県タクシー協会では、タクシー1両当りの年間平均CO₂排出量を24トンと試算しており、

平成21年9月30日現在の車両数1,031両に基づくと約25千トンのCO₂を排出している計算になる。

こうしたことから、供給過剰状態の解消による実車率の向上や、効率的配車による無駄な走行の削減、環境対応車の積極的な導入等により、政府目標の達成に貢献するよう取り組むこととする。

(4) 交通問題、都市問題の改善

甲府交通圏では、主要駅等で生じている乗車待ちタクシーによる交通渋滞等の問題を改善し、円滑な交通環境を確保することを目指す。

具体的には、乗車待ち時間を継続的に計測することで、乗車待ち時間の短縮に向けた改善策を推進する。

(5) 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

鉄道やバスなどその他の公共交通機関と連携した山梨における総合交通ネットワークとしての機能向上や、各都市政策、交通計画等と一体となった機能の向上を目指す。

都市計画や新たな開発から生まれる新たな需要に対しても、公共交通機関として適切な役割を果たしていく。

また、鉄道等での交通障害発生時の代替輸送機関として適切な役割を果たしていく。

(6) 観光立国実現に向けての取り組み

個別輸送機関であるタクシーは、主要駅から地理不案内な旅客を目的地までの確に案内することができ、旅行者の負担を軽減でき、必要に応じて観光スポット、飲食スポットに関する情報提供や乗客のエスコートもすることができる。このような特性を活かして、特に高齢者や外国人の旅行者には大きな利便を提供することが可能である。

官民あげて、訪日外国人旅行者数を2013年に1,500万人、2016年に2,000万人、2019年に2,500万人そしてその後3,000万人を達成することを目標とする「観光立国」実現を目指すとする施策が展開される中、地域の観光振興と連携し、新たな観光コースの開発や観光タクシー運転者の養成など、タクシー運転者のサービスレベルの向上、乗り場の工夫等サービスの充実を図る。

また、国内観光の振興については、現在、中央・地方一体となり、官民あげて取り組んでいるところであり、関東ブロックにおいても官民の幅広い関係者が一堂に会して、意見交換や情報交換ができるような場の設置に向け、取り組んでいるところである。

さらに、山梨県では、観光を重要な産業と位置づけ、「観光立県」としてのプランを策定している。タクシーにおいても山梨県をはじめ関係自治体の観光担当課との協力を推進する。

(7) 防災・防犯対策への貢献

県都甲府で、24時間を広範囲に走行しているタクシーの特性を活かし、地震等災害対策及び防犯等治安維持への協力により、社会貢献を促進する。

具体的には、タクシー無線を活用し、被害の状況をマスメディアを通じて提供する「防災レポート車」の活動や、避難場所への傷病者搬送協定の、自治体や消防等との締結等にさらに取り組み、防災対策を推進する。

また、子どもたちの安全確保に資する「110番協力タクシー」制度や、タクシーに搭載のドライブレコーダーで撮影した映像を提供し、事件等の犯罪捜査に役立て、未然に犯罪の抑制に協力する取り組みなどにより、防犯対策を推進する。

(8) タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

タクシー運転者の労働条件の一層の悪化を防止し、法定労働条件の遵守はもとより、賃金、労働時間等の労働条件に関し、山梨県全産業男性労働者平均に引き上げることを目標とする。

具体的には、賃金面では、平成20年現在、山梨県のタクシー運転者で251万円ある他産業平均賃金との格差を、また、労働時間の面においても、平成20年現在、山梨県のタクシー運転者で144時間ある他産業平均労働時間との格差を可能な限り縮めることを目標とする。

これらの目標に向けて努力していく過程において、有能な人材の確保が可能となることで、安全・安心で良質なサービスの提供につながっていくこととなる。

(9) 事業経営の活性化、効率化

タクシー事業者が健全な経営環境の中で適正な競争を行った結果、安全・安心の確保を前提に、タクシー運転者に適正な労働条件を提供でき、公共交通機関として社会的な責任を果たし、かつ新たなサービス等への投資も可能にするための適正利潤も確保できる体制を目指すものとする。

タクシー事業はコンプライアンスに基づいた事業経営を遂行しつつ、さらに車両や運転者の適切な管理・運用を図るために各社での自助努力を求めるとともに、業界としてもそれを支援する取り組みを実施するものとする。

具体的には、車両費用の削減（共同購入等）、勤務制度の変更などによる効率性の向上とこれに伴う1両あたりの生産性の向上を推進する。

◇以上の目標に必要な供給過剰状態の解消

現在の諸問題の根幹として、タクシーの供給車両に対して輸送需要が低迷していることは否めない。甲府交通圏では10月28日の第1回協議会において関東運輸局が公表した適正と考えられる車両数は、三つのケースの実働率により、約350両（実働率90%）、約350両（同86%）、約400両（同80%）であり、これに基づく20年7月通達（特定特別監視地域における増車抑制措置を実施）における基準車両数（479両）や、9月30日現在の車両数（448両）とは差異が認められるところである。したがって、関係者は諸般のタクシー問題の改善に向け、この供給過剰な状態の解消に努めるべきである。

その結果として、以上に示す各目標に向けて有効な取り組みがなされ、十分な成果をあげることができるものとする。具体的には、過剰な車両によって県内で発生している交通渋滞等の都市問題の改善につながるとともに、タクシーに起因する事故の抑制にも寄与する。

さらに、車両数の減少や運行の効率化によるCO₂排出量の削減が地球温暖化対策に寄与するほか、日車營收の増加による経営環境の改善により労働条件の改善が図られ、労働者の質の向上や新たなサービスの質の改善が図られること、また、投資余力の発生による新たな顧客サービス改善や新たな需要開拓等につながるなど、タクシーが県内において公共交通機関としての機能を向上させる効果が期待される。

ただし、その際には、タクシー運転者が職を失うことにつながらないことも留意する必要がある。

3. 地域計画の目標を達成するために行う特定事業その他の事業及びその実施主体に関する事項

2. に掲げた目標を達成、実現するために、タクシー事業者が主体となって取り組むべき特定事業及びその他関係者が取り組むその他の事業に関する各項目を、以下に列記する。

特定事業計画に関しては、地域計画に賛同したタクシー事業者が、単独又は共同して行おうとする特定事業を以下の項目から積極的になるべく多く選択し、記載された実施期間内に取り組むものとする。

その他の事業に関しては、それぞれ実施主体とされた者が実施時期を勘案し、事業を行うものとする。

また、特定事業がより多くの事業者によって取り組まれ、目標の早期達成を図るため、積極的に取り組むタクシー事業者を支援する方策を関係者で検討することが必要である。

実施時期としては短期・中期としているが、短期については1年以内、中期については指定期間内を目安として取り組むこととする。

(1) タクシーサービスの活性化と良質なサービスが提供できる環境づくり

【特定事業】

○接客サービス向上のための研修会の実施

実施主体：タクシー事業者、協会、労働組合

実施時期：短期

○バリアフリー対応の教育制度の導入

実施主体：タクシー事業者、協会、労働組合

実施時期：短期

○地理教育の徹底

実施主体：タクシー事業者、労働組合

実施時期：短期

○短距離、ワンメーターを歓迎する運転者教育及び気軽な利用を呼びかける利用者へのPR

実施主体：タクシー事業者、協会、労働組合

実施時期：短期

○デジタル式GPS-AVM機器導入とそれを活用した効率的配車

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期、中期

○スクールタクシー運行の推進

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期、中期

○電子マネー、クレジットカード、ICカード決済器の導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期、中期

○タクシーPRのためのポスター、パンフレット、リーフレット等の作成・配布

実施主体：タクシー事業者、協会

実施時期：短期

○早朝予約の積極受注の推進

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○チャイルドシートの導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○ハイグレード車の導入の推進

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期、中期

○カーナビの導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期、中期

○事業者におけるWEBサイトの開設

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期、中期

○ETCの導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○優良運転者推薦制度の促進

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

【その他の事業】

○主要地にタクシー乗り場の新設

実施主体等：協会、自治体、JR、運輸支局

実施時期：中期

○主要駅タクシー乗り場付近への案内表示板や概算料金を記載した掲示板の設置

実施主体等：協会、自治体、JR、運輸支局

実施時期：短期

○主要駅構内タクシー乗り場に近距離乗り場の設置

実施主体等：協会、自治体、JR

実施時期：中期

○運転者評価制度の導入の検討

実施主体等：協会

実施時期：中期

○協会ホームページ相談コーナー等の苦情処理体制の充実

実施主体等：協会

実施時期：中期

○高齢者用外出支援助成金、障害者のタクシー利用補助金等の公的支援の拡充

実施主体等：協会、自治体、運輸支局

実施時期：中期

(2) 安全性の維持・向上

【特定事業】

- 接客サービス向上のための研修会の実施（再掲）

実施主体：タクシー事業者、協会、労働組合

実施時期：短期

- バリアフリー対応の教育制度の導入（再掲）

実施主体：協会、労働組合

実施時期：短期

- 地理教育の徹底（再掲）

実施主体：タクシー事業者、労働組合

実施時期：短期

- エコドライブの推進

実施主体：タクシー事業者、労働組合

実施時期：短期

- 運輸安全マネジメントの講習の受講

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

- 安全運転講習会の受講

実施主体：タクシー事業者、労働組合

実施時期：短期

- 交通安全運動時の交通事故防止啓発活動

実施主体：タクシー事業者、協会

実施時期：短期

- 交通安全運動期間中、「交通事故ゼロの日」キャンペーンの開催

実施主体：タクシー事業者、協会

実施時期：短期

- 車内外を録画できるドライブレコーダーの導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期、中期

- アルコール検知器の導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

- ドライブレコーダーを活用した事故防止教育の実施

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期、中期

- 「セーフティードライブ・チャレンジ200」への参加

実施主体：タクシー事業者、セーフティードライブ・チャレンジ200推進会議

実施時期：短期

- 緊急地震速報受信時の的確な対応による旅客の安全確保に向けた乗務員教育

実施主体：協会、タクシー事業者、労働組合

実施時期：短期

- 死者数、人身事故件数削減のための目標の設定

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

【その他の事業】

- 他の団体（自動車関連団体、二輪車関連団体、自転車関連団体）と連携した事故防止活動の実施

実施主体等：協会

実施時期：短期

（３）環境問題への貢献

【特定事業】

- 電気自動車・ハイブリッド車等低公害車の導入促進

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期、中期

- アイドリングストップ車の導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期、中期

- アイドリングストップ運動の推進

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

- グリーン経営認証の取得の推進

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期、中期

- GPS技術等を利用した車両滞留防止への取組

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期、中期

- デジタル式GPS-AVM機器導入とそれを活用した効率的配車（再掲）

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期、中期

- エコドライブの推進（再掲）

実施主体：タクシー事業者、労働組合

実施時期：短期

【その他の事業】

- 公共施設前における低公害車専用乗り場設置等低公害車タクシー普及促進策に関する自治体等への働きかけ

実施主体等：協会、自治体

実施時期：中期

(4) 交通問題、都市問題の改善

【特定事業】

- 繁華街、駅等における街頭指導の推進

実施主体：タクシー事業者、協会

実施時期：短期

- タクシー乗り場及び周辺における美化の推進

実施主体：タクシー事業者、協会

実施時期：短期

- 乗車待ち時間の計測

実施主体：タクシー事業者、協会

実施時期：短期

【その他の事業】

- ショットガン方式の導入の検討

実施主体等：協会、自治体、警察、JR、運輸支局

実施時期：中期

- タクシープールの整備

実施主体等：協会、自治体、警察、JR、運輸支局

実施時期：中期

(5) 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

【特定事業】

- Suica、Pasmo等ICカードの利用可能なタクシーの拡大による他の交通機関との連携

実施主体：タクシー事業者、JR

実施時期：中期

- 鉄道車両、バス輸送障害時における代替輸送の連携強化

実施主体：タクシー事業者、協会、JR

実施時期：短期

【その他の事業】

- 主要駅等におけるタクシー乗り場への誘導案内表示の充実

実施主体等：協会、JR

実施時期：短期

- 都市計画・交通計画における公共交通機関としてのタクシーの役割の位置づけに関する自治体との協議の推進

実施主体等：協会、運輸支局、自治体

実施時期：中期

(6) 観光立国実現に向けての取り組み

【特定事業】

- 観光タクシーの運行

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○観光タクシー乗務員講習会の実施

実施主体：タクシー事業者、協会、やまなし観光推進機構

実施時期：短期

○観光タクシー乗務員認定制度の導入

実施主体：タクシー事業者、協会、やまなし観光推進機構

実施時期：短期

○接客サービス向上のための講習会の実施（再掲）

実施主体：タクシー事業者、協会、労働組合

実施時期：短期

○主要鉄道駅乗り場における案内係の配置

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期、中期

○鉄道事業と連携した観光タクシーの導入

実施主体：タクシー事業者、協会、JR

実施時期：短期

【その他の事業】

○観光施設等における観光タクシー待機場所等に係る検討

実施主体等：協会、自治体

実施時期：中期

(7) 防災・防犯対策への貢献

【特定事業】

○地域における治安維持への貢献

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期、中期

○地域における防災への協力

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期、中期

○地域における防犯への協力

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期、中期

○110番協力タクシーの充実

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○車内外を録画できるドライブレコーダーの導入（再掲）

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期、中期

(8) タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

【特定事業】

- 最低賃金の確保
実施主体：タクシー事業者
実施時期：短期
- 定年の延長又は雇用延長制度の導入
実施主体：タクシー事業者
実施時期：短期
- 日勤勤務から隔日勤務への転換等による長時間労働の短縮
実施主体：タクシー事業者
実施時期：短期、中期
- 健康診断の充実
実施主体：タクシー事業者
実施時期：短期
- 仮眠室、休憩室等の福利厚生施設の充実
実施主体：タクシー事業者
実施時期：短期、中期
- 防犯訓練の実施
実施主体：タクシー事業者、協会、警察
実施時期：短期
- 車内外を録画できるドライブレコーダーの導入（再掲）
実施主体：タクシー事業者
実施時期：短期、中期
- 防犯仕切板の導入
実施主体：タクシー事業者
実施時期：短期

【その他の事業】

- 食事、休憩可能な提携施設等の確保
実施主体等：協会
実施時期：中期

(9) 事業経営の活性化、効率化

【特定事業】

- デジタル式 GPS-AVM の導入とそれを活用した効率的配車（再掲）
実施主体：タクシー事業者
実施時期：短期、中期
- 燃料や自動車部品等の共同購入推進による経費の圧縮
実施主体：タクシー事業者
実施時期：短期、中期
- 業務取扱事務の OA 化の推進

実施主体：タクシー事業者

実施時期：中期

○日勤勤務から隔日勤務への転換等による効率性の向上とこれに伴う1両あたりの生産性の向上

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期、中期

【その他の事業】

○ニューサービスに関する要望受付窓口の設置

実施主体等：協会

実施時期：短期

(注) その他の事業における「実施主体等」とは実施主体ならびに協力者を意味し、協力者とは事業の実施を多面的に支援する立場の者を指す。これらの具体的な分担に関しては個別の事案ごとに協議するものとする。

◇特定事業計画を進めるに当たって留意すべき事項

これまでの分析から明らかのように、タクシーが公共交通として健全に機能し、2. に掲げた各目標を確実に実現させるためには、諸問題の根幹にある需給のアンバランスの解消、つまり供給過剰状態を解消することが必要である。

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法では、特定事業計画には、特定事業と相まってタクシー事業者の供給輸送力の減少等の事業再構築について定めることができることが規定されている。また、同法に基づく基本方針には「事業再構築は、地域計画に位置付けられた特定事業の実施と相まってタクシー事業の適正化及び活性化の推進に資するものであり、特定事業の効果を高めるのに有効であると判断される場合には、タクシー事業者は積極的に事業再構築に取り組むことが望ましい。特に、地域におけるタクシーの需給バランスを改善するためには、需要の減少に歯止めをかけ、あるいは新たな需要を開拓するのみならず、供給輸送力を減少させることも必要である。このため、適正な競争が確保されること及び利用者の利益が損なわれないことを前提として、本法の枠組みも最大限に活用しつつ、単独又は複数のタクシー事業者による自主的かつ協調的な減車や休車を推進することが期待される。」と示されているところである。

以上の趣旨を踏まえて、タクシー事業者は積極的に特定事業計画と相まった減車等の事業再構築についても検討し、特定事業を進めることが必要不可欠である。

なお、特定事業計画がタクシー事業者によって取り組まれ、甲府交通圏のタクシー市場が適正化されるためには、タクシー事業者の経営行動に影響を与え得る主体（行政、自治体、公共施設管理者等）の協力が不可欠である。これらの主体が本地域計画の趣旨を十分理解し必要な行動を実施することについて、本協議会は協力を要請するものである。

以上

特定地域におけるタクシー事業の 適正化及び活性化の推進について

山梨県タクシー協会

I . 特定事業計画の進捗状況

1. 特定事業計画認定説明会等の開催状況

	運輸局・協議会	協会
平成21年9月17日	第1回設立準備会	
平成21年9月30日	第2回設立準備会	
平成21年10月28日	第1回特定地域協議会	
平成21年11月16日		対象事業者に地域計画の説明
平成21年12月4日		対象事業者に地域計画の説明
平成21年12月11日	第2回特定地域協議会	
平成22年1月29日	第3回特定地域協議会	
平成22年2月8日		対象事業者に地域計画の説明
平成22年2月18日		理事会にて経過報告
平成22年3月10日	第4回特定地域協議会、地域計画承認	
平成22年3月23日	対象事業者申請書作成説明会の開催	
平成22年7月8日	特定事業計画認定	
平成23年7月5日	第5回特定地域協議会	

2. 特定事業計画認定申請状況及び認定状況

平成23年6月24日現在

事業者数	申請				認定			
	申請者数	うち事業再構築を定めた者			認定事業者数	うち事業再構築を定めた者		
		申請者数	減車数	休車数		事業者数	減車数	休車数
23	23	13	19	1	23	13	19	1

3. 特定事業の項目ごとの認定状況

特定事業計画	事業者数（重複あり）
接客サービス向上のための研修会の実施	23社
観光タクシー乗務員講習会の実施	17社
セーフティードライブ・チャレンジ200の実施	10社
エコドライブの推進	9社
アイドリングストップ運動の推進	8社
エコドライブコンテストへの参加	4社
防犯仕切り板の導入	3社
車内外を録画できるドライブレコーダーの導入	2社
安全講習会の受講	2社
ドライブレコーダーを活用した事故防止教育の実施	1社
雇用延長制度の導入	1社
交通安全運動時の交通事故防止啓発活動	1社
タクシー乗り場及び周辺における美化の推進	1社
デジタル式GPS-AVMを活用した効率的配車	1社

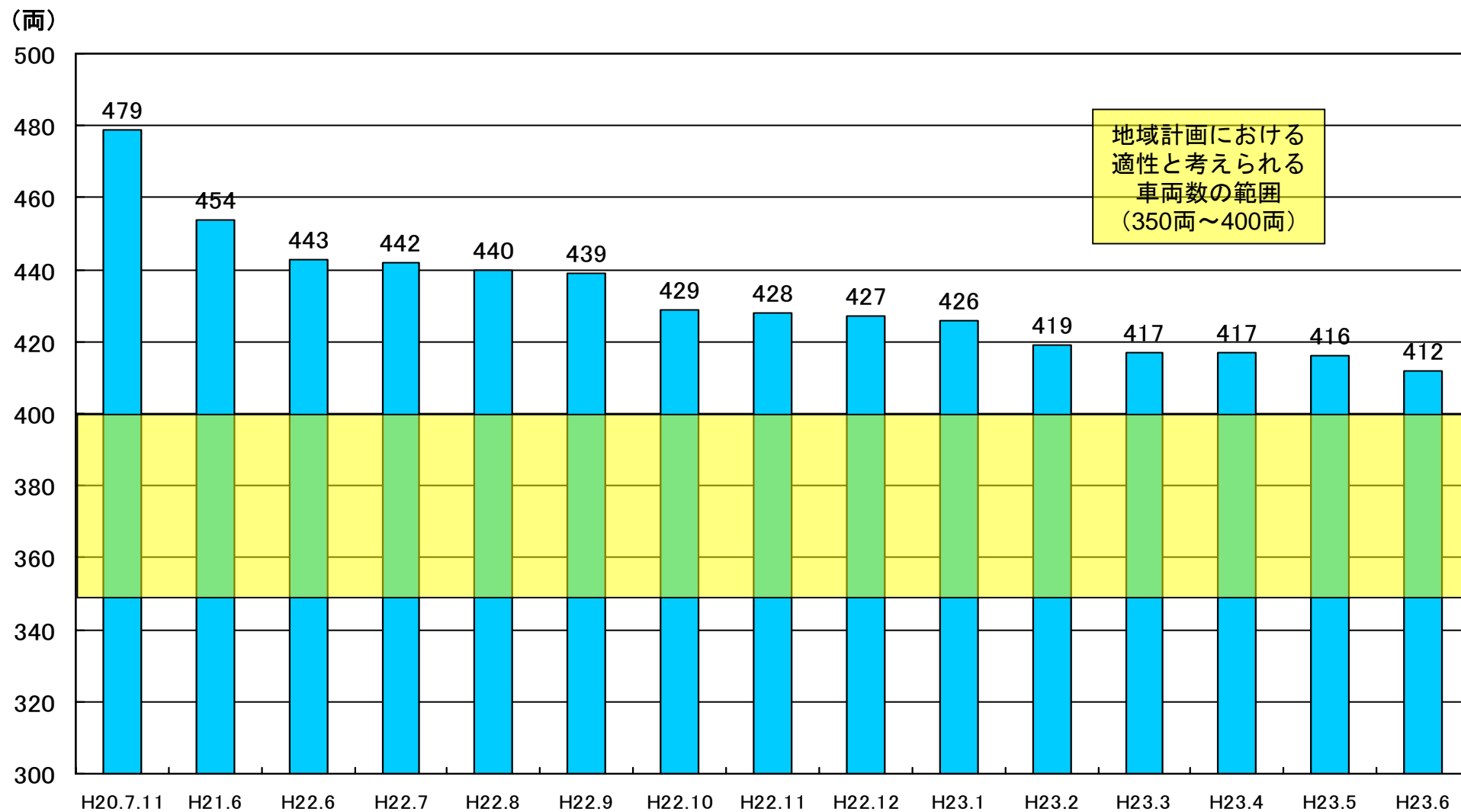
Ⅱ. 事業再構築の進捗状況

1. 事業再構築の現状について

平成23年6月24日現在

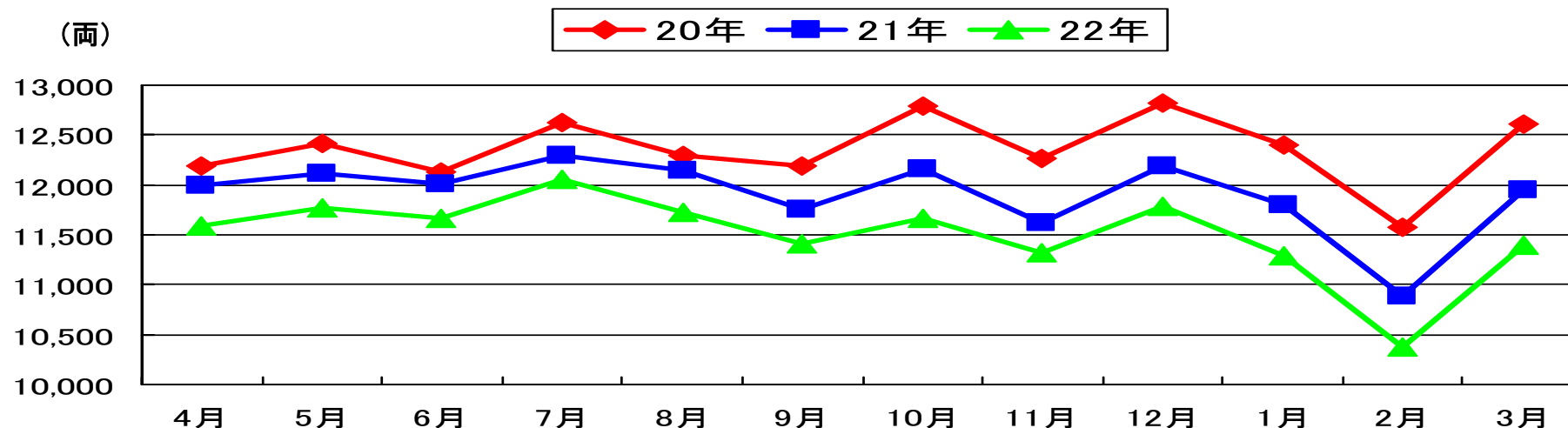
①基準車両数【平成20年7月11日現在】	479		
②事業再構築による減・休車数	20		
③事業再構築以外の減車数	26		
④事業廃止による減車	21		
⑤現在車両数	412		
	実働率90%	平成13年度 実働率85%	実働率80%
⑥適正車両数	350	350	400
⑦適正車両数までの差 ⑥-⑤	62	62	12
⑧基準車両数-適正車両数 ①-⑥	129	129	79
⑨適正車両数との差を分母とした達成率 (⑧-⑦) / ⑧	51.9%	51.9%	84.8%

2. 事業再構築(減・休車)の認定状況及び実施状況

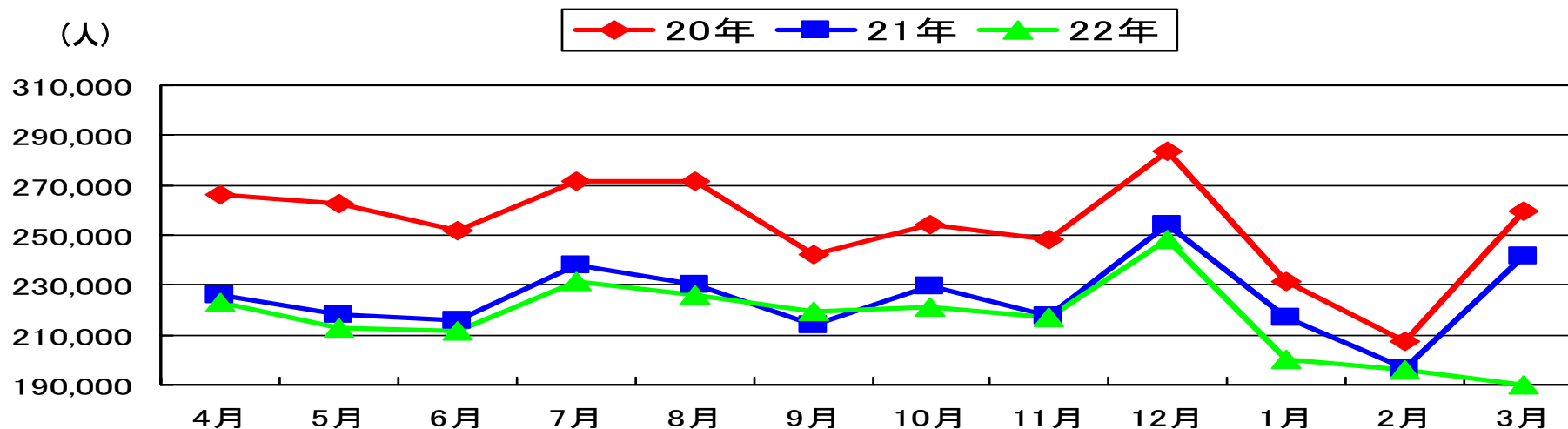


3. 各種指標の比較(1/3)

【延べ実働車両数の推移】

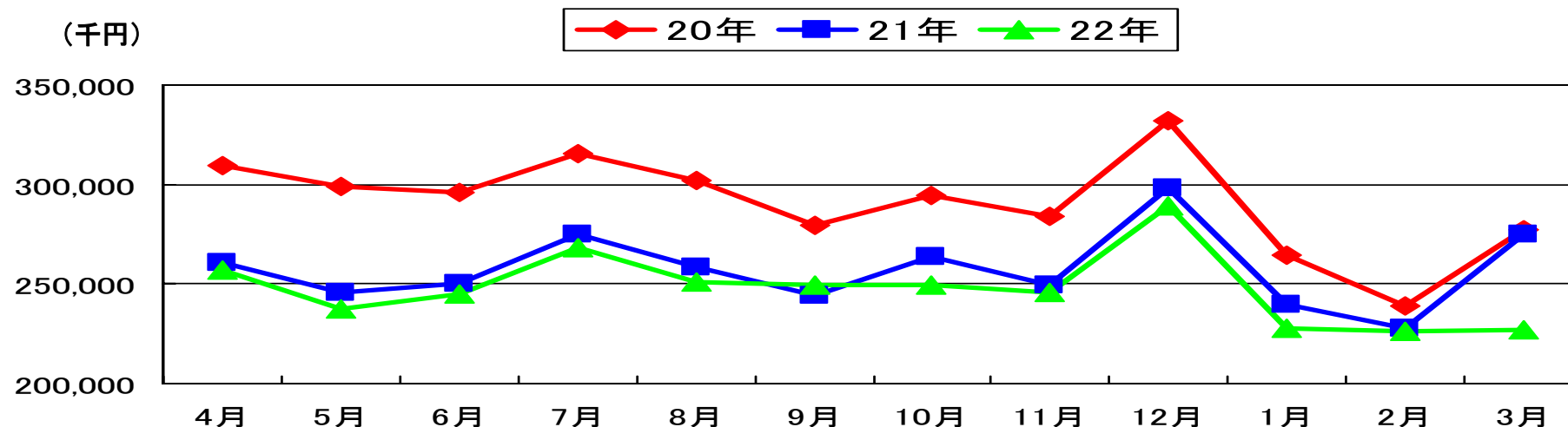


【輸送人員の推移】

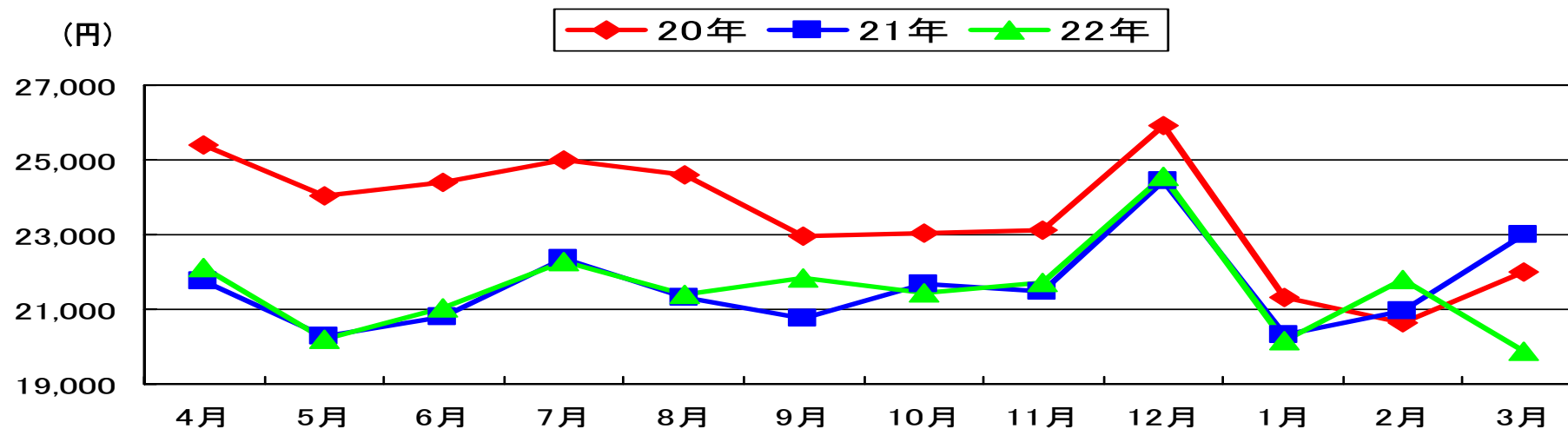


3. 各種指標の比較(2/3)

【営業収入の推移】

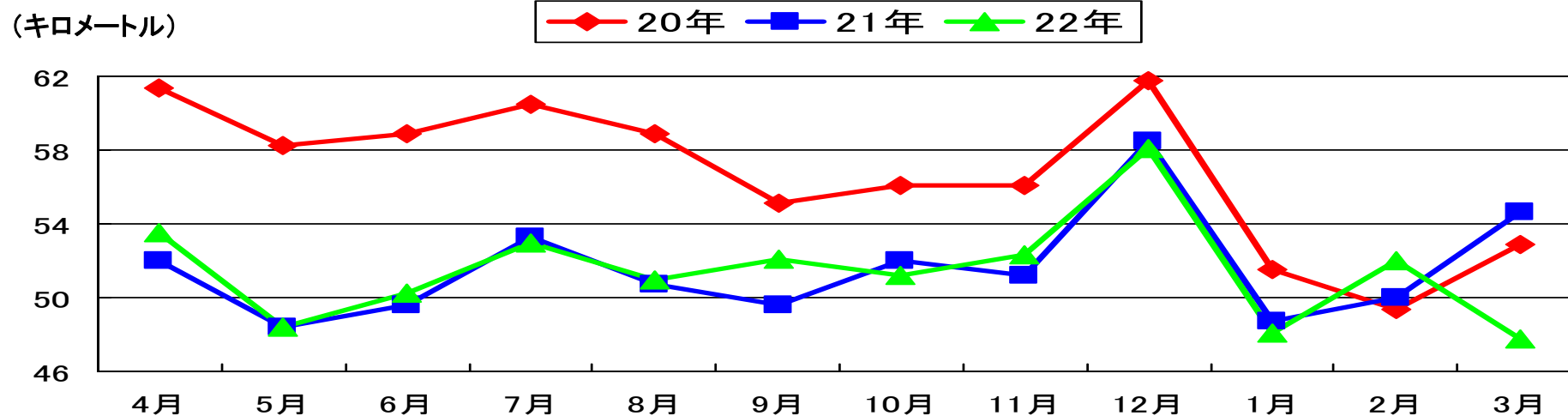


【日車營收の推移】



3. 各種指標の比較(3/3)

【日車実車キロの推移】



Ⅲ. タクシー事業活性化に向けた取り組み状況

1. サービス向上のための研修会

日時：平成22年11月30日（火）～12月2日（木）

場所：山梨県自動車総合会館 四階会議室

講演内容

- ①お客様の共感を呼ぶ接客・接遇について
- ②苦情に関する具体的事例について
- ③B-1グランプリ「甲府鳥もつ煮」について
- ④その他

出席者数

平成22年11月30日（火）	202名
平成22年12月1日（水）	222名
平成22年12月2日（木）	191名
計	615名



2. おもてなしタクシードライバー養成講座

趣旨：山梨県タクシー協会と(社)やまなし観光推進機構は、基本的な接客・接遇等のマナー・技術、山梨県に関する地理・歴史等の知識を備えたうえで、「おもてなし」の心を持ち、山梨の観光情報等を提供しながら、安全・快適にお客様を案内できるタクシードライバーを「**山梨おもてなしタクシードライバー**」として育成・認定する

内容：

- ・養成講座全5コマを全て受講し、最終日の試験に合格したドライバーを認定する
- ・合格者に認定証・マグネットステッカーを交付する
- ・山梨県の観光ホームページ「富士の国山梨観光ネット」上で、認定されたドライバーを紹介する

養成講座の内容：

- ・山梨県に関する基礎知識（歴史・文化、基礎情報等）
- ・山梨県の最近の話題、映画・ドラマの撮影場所
- ・最近の観光動向
- ・各地域ごとの知識
- ・接客接遇について
- ・あらゆるお客様に対するサービス（ユニバーサルサービス）

養成講座の日程：平成23年2月23日(水)・24日(木)・3月2日(水)・3日(木)

認定試験の日程：平成23年3月2日(水)・3日(木)

受講者数：36名

合格者数：32名

延べ合格者数：86名



3. 駅から観タクン

鉄道利用者が駅から観光地へのアクセス向上とタクシーの利用促進を図るため、JR東日本八王子支社と連携し、甲府駅を起点としたタクシーで観光スポットを巡る「駅から観タクン」を整備した

コース

- ・甲府名所巡り 善光寺コース (Aコース)

甲府駅 → 武田神社 → 甲斐善光寺 → かいてらす → 甲府駅

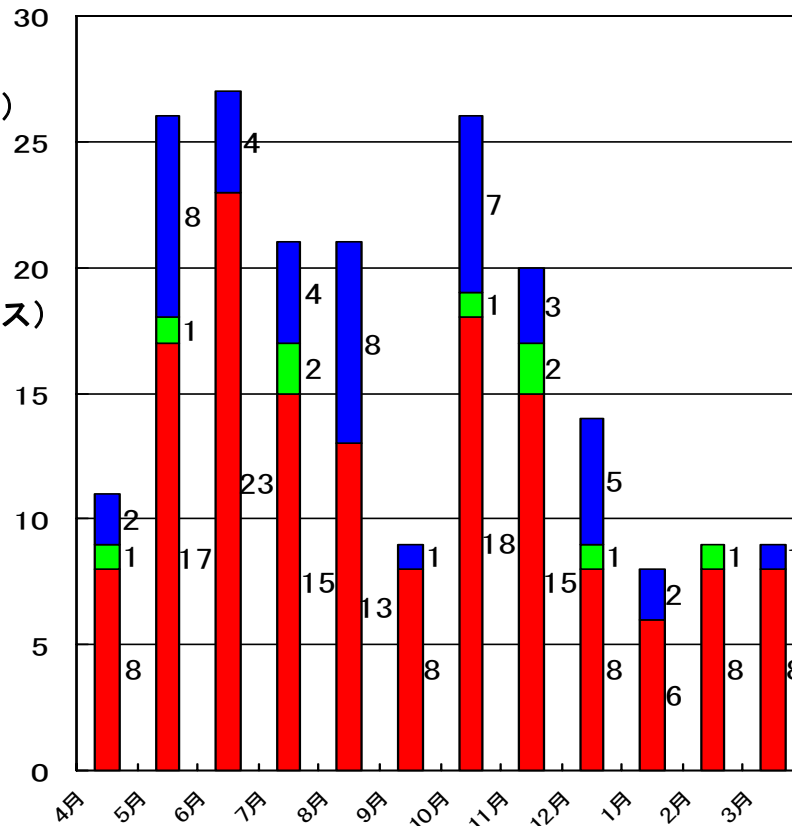
- ・甲府名所巡り 芸術の森コース (Bコース)

甲府駅 → 武田神社 → 県立文学館 → 県立美術館 → 甲府駅

- ・信玄公ゆかりの史跡コース (Cコース)

甲府駅 → 法泉寺 → 武田神社 → 円光院 → 信玄の墓 → かいてらす → 甲斐善光寺 → 東光寺 → 能成寺
 甲府駅 ← 長禅寺 ←

■ Aコース ■ Bコース ■ Cコース



2010年4月1日～2011年3月31日

甲府市内の人気観光スポットをタクシーでめぐれる気軽なおすすめコース

当日購入OK!

甲府名所めぐり 善光寺コース 5,400円 (1時間30分コース(小児半額))

甲府名所めぐり 芸術の森コース 7,200円 (2時間コース(小児半額))

信玄公ゆかりの史跡コース 9,000円 (2時間30分コース(小児半額))

こんなに便利!

甲府駅にて、当日のお申込みOK!

お好きな時間に乗車OK! (8:00～20:00の間予約可能)

手ぶらで乗車OK! (クレジットカード決済可)

歩数が少なくラクタク観光!

タクシー券のお求めは、JR東日本(八王子支社内)の主な駅のみどりの窓口、またはひょうラザでどうぞ

駅から観タクン 乗務員用マニュアル

Aコース「甲府名所巡り・善光寺コース」

コースによって異なります。よろしくお申しします。

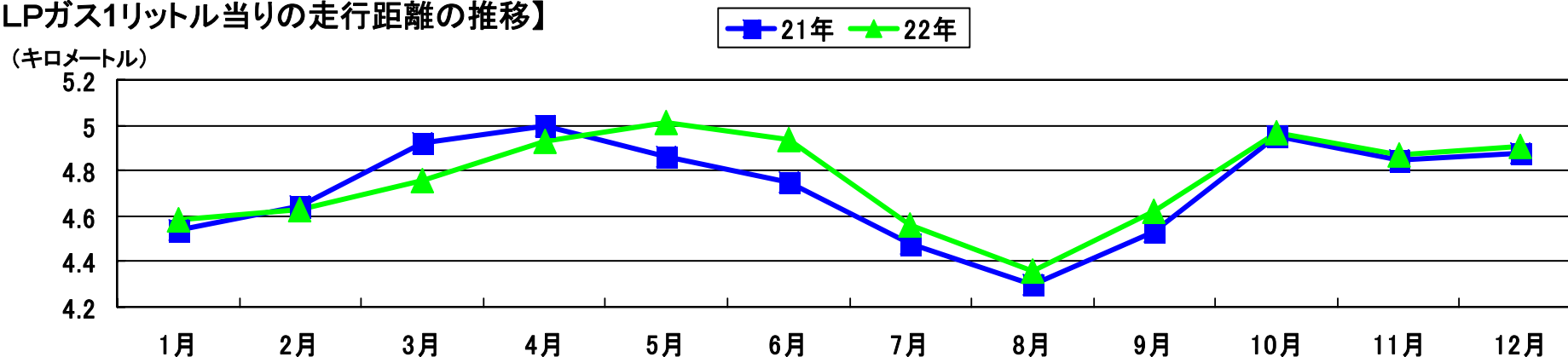
JR東日本八王子支社 山梨の名産物・地域産品を展示

タクシー券を回収

4. 環境に関する貢献

温室効果ガスの削減を図るため、エコドライブやアイドリングストップの推進により若干ではあるが走行距離が延び、CO₂排出量を削減している。また、低公害車等を積極的に導入している。

【LPガス1リットル当りの走行距離の推移】



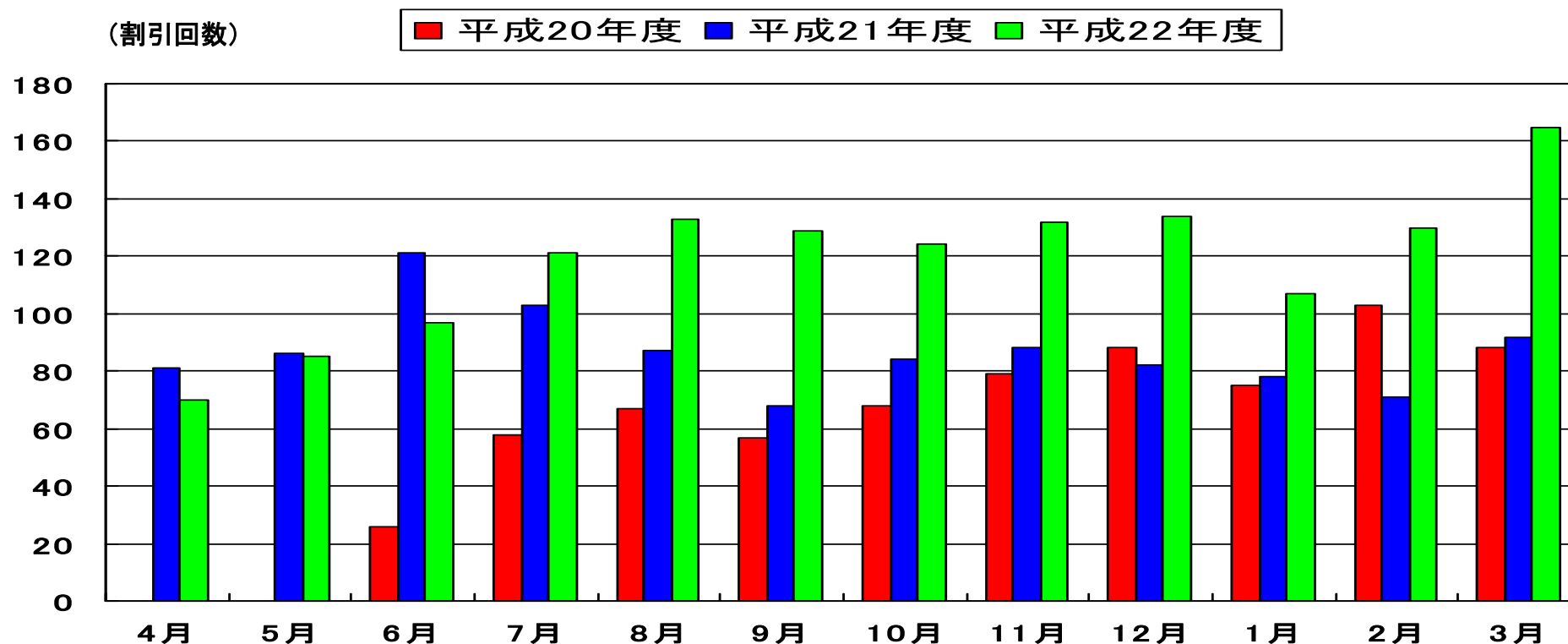
【低公害車の導入状況】

	平成21年度		平成22年度	
	導入事業者数	車両数	導入事業者数	車両数
低燃費LPG車 (注)	7	16	8	33
ハイブリッド車	1	1	2	3
電気自動車	0	0	0	0

(注)「低燃費LPG車」とは、平成22年燃費基準を達成した平成20年8月以降に新車販売された自動車

5. 運転免許返納者割引制度

高齢者社会を向かえ加齢等で心身機能の衰えにより、自動車事故の加害者、被害者となる事故が年々増加しており社会問題化していることから運転免許返納者に対する交通手段の支援を行うことにより、交通事故防止と合わせてタクシー利用の拡大を図るものである。



6. 協会での取り組み状況

① タクシーサービスの活性化と良質なサービスが提供できる環境づくり

【特定事業】

特定事業	実施主体	実施時期	協会等の対応
接客サービス向上のための研修会の実施	事業者、協会、労働組合	短期	平成22年11月30日～12月2日に接客サービス向上のための研修会を実施した
バリアフリー対応の教育制度の導入	事業者、協会、労働組合	短期	実施予定
近距離、ワンメーターを歓迎する運転者教育及び気軽な利用を呼びかける利用者へのPR	事業者、協会、労働組合	短期	平成22年11月30日～12月2日に接客サービス向上のための研修会を実施した
タクシーPRのためのポスター、パンフレット、リーフレット等の作成・配付	事業者、協会	短期	今後、検討する

【その他の事業】

その他の事業	実施主体	実施時期	協会等の対応
主要地にタクシー乗り場の新設	協会、自治体、JR、運輸支局	中期	今後、検討する
タクシー乗り場付近への案内表示板や概算料金を記載した掲示板的設置	協会、自治体、JR、運輸支局	短期	甲府駅南口は設置済み 甲府駅北口は平成22年8月に設置した
主要駅構内タクシー乗り場に近距離乗り場の設置	協会、自治体、JR	中期	今後、検討する
運転者評価制度の導入の検討	協会	中期	今後、検討する
協会ホームページ相談コーナー等の苦情処理体制の充実	協会	中期	「ご意見・問い合わせ・要望」コーナーを平成22年9月に協会ホームページに設置した
高齢者用外出支援助成金、障害者のタクシー利用補助金等の公的支援の拡充	協会、自治体、運輸支局	中期	今後、検討する

6. 協会での取り組み状況

②安全性の維持・向上

【特定事業】

特定事業	実施主体	実施時期	協会等の対応
交通安全運動時の交通事故防止啓発活動	事業者、協会	短期	秋の全国交通安全運動の期間中に実施した
交通安全運動期間中「交通事故ゼロの日」キャンペーンの開催	事業者、協会	短期	秋の全国交通安全運動の期間中に実施した
緊急地震速報受信時の的確な対応による旅客の安全確保に向けた乗務員教育	事業者、協会、労働組合	短期	平成22年11月30日～12月2日に研修会を実施した

【その他の事業】

その他の事業	実施主体	実施時期	協会等の対応
他の団体と連携した事故防止活動の実施	協会	短期	秋の全国交通安全運動の期間中に実施した

6. 協会での取り組み状況

③環境問題への貢献

【その他の事業】

特定事業	実施主体	実施時期	協会等の対応
公共施設前における低公害車専用乗り場設置等低公害車タクシー普及促進策に係る自治体等への働きかけ	協会、自治体	中期	今後、検討する

6. 協会での取り組み状況

④交通問題、都市問題の改善

【特定事業】

特定事業	実施主体	実施時期	協会等の対応
繁華街、駅等における街頭指導の推進	事業者、協会	短期	平成22年12月に甲府駅及び甲府中心街で該当指導を実施した
タクシー乗り場及び周辺における美化の推進	事業者、協会	短期	毎月1回清掃活動を実施している
乗車待ち時間の計測	事業者、協会	短期	今後、検討する

【その他の事業】

その他の事業	実施主体	実施時期	協会等の対応
ショットガン方式の導入の検討	協会、自治体、警察、JR 運輸支局	中期	今後、検討する
タクシープールの整備	協会、自治体、警察、JR 運輸支局	中期	平成22年8月に甲府駅北口にタクシープールを整備した

6. 協会での取り組み状況

⑤総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

【特定事業】

特定事業	実施主体	実施時期	協会等の対応
鉄道車両、バス輸送障害時における代替輸送の連携強化	事業者、協会、JR	短期	JR及びバス事業者の障害発生時に代替輸送を行えるよう連携を強化した

【その他の事業】

その他の事業	実施主体	実施時期	協会等の対応
主要駅等におけるタクシー乗り場への誘導案内表示の充実	協会、JR	短期	甲府駅南口・北口に案内版を設置した
都市計画・交通計画における公共交通機関としてのタクシーの役割の位置づけに関する自治体との協議の推進	事業者、協会、労働組合	短期	<ul style="list-style-type: none"> 山梨県交通政策会議においてタクシーの位置づけについて協議している 交通圏内の地域公共交通活性化協議会においてタクシーの活用について協議している

6. 協会での取り組み状況

⑥観光立国実現に向けての取り組み

【特定事業】

特定事業	実施主体	実施時期	協会等の対応
観光タクシー乗務員講習会の実施	事業者、協会、 やまなし観光推進機構	短期	平成23年2月・3月、（社）やまなし観光推進機構と共催で「第2回山梨おもてなしタクシードライバー」の養成講座を実施した
観光タクシー乗務員認定制度の導入	事業者、協会、 やまなし観光推進機構	短期	「山梨おもてなしタクシードライバー」認定制度を実施した
鉄道事業と連携した観光タクシーの導入	事業者、協会、JR	短期	JR東日本八王子支社と連携し「駅から観タクン」を実施した

【その他の事業】

その他の事業	実施主体	実施時期	協会等の対応
観光施設当に置ける観光タクシー待機場所等にかかる検討	協会、自治体	短期	検討中

6. 協会での取り組み状況

⑧タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

【特定事業】

特定事業	実施主体	実施時期	協会等の対応
防犯訓練の実施	事業者、協会、警察	短期	平成23年3月に甲府警察署の協力を得て防犯訓練を実施した

【その他の事業】

その他の事業	実施主体	実施時期	協会等の対応
食事、休憩可能な提携施設等の確保	協会	中期	今後、検討する

6. 協会での取り組み状況

⑨事業経営の活性化、効率化

【その他の事業】

特定事業	実施主体	実施時期	協会等の対応
ニューサービスに関する要望窓口の設置	協会	中期	今後、検討する

国自安第 42 号
国自旅第 34 号
平成 23 年 4 月 13 日

関東運輸局自動車交通部長 殿

自動車交通局安全政策課長
自動車交通局旅客課長
(公印省略)

特定地域におけるタクシー事業者の経営状況等に関する調査・監査の
実施について

タクシー事業については、長期的に需要が減少傾向にある中、地域によっては、タクシー車両数の増加などにより収益基盤の悪化や運転者の労働条件の悪化等の問題が生じ、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難な状況となっている。

このような状況を踏まえ、平成 21 年 10 月より施行された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、国土交通大臣が供給過剰の進行等の問題が見られる地域として指定する特定地域においては、タクシー事業の適正化及び活性化を推進するため、タクシー事業者が特定事業と相まった事業再構築を定め、供給輸送力の減少、経営の合理化に取り組んでいるところである。

今般、同法附帯決議における「特定地域において協議会に参加しない事業者、減車等に協力しない事業者に対しては、タクシー事業の適正化、活性化を推進する観点から、その経営状況を十分に確認する等の措置を講じること。」の趣旨を踏まえ、下記のとおり調査・監査を実施することとしたので、対応されたい。

また、本調査・監査を円滑かつ効率的に実施するため、地域の実情を踏まえ、貴局において必要と判断する場合には、調査票送付前にヒアリング等を実施されたい。

なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 輸送部門における対応

- (1) 協議会に参加しない事業者及び減車等に協力しない事業者など調査の対象となる事業者リストを作成すること。
なお、減車等が進んでいない特定地域においては、原則として当該地域内の全事業者を対象とすること。
- (2) 当該対象事業者に対しては、道路運送法第94条第1項に基づき、調査票(別紙様式を参照の上、貴局において作成すること。)を送付し、30日程度の報告期限を設け、必要事項を記入の上、報告するよう指示すること。
なお、当該調査票については、最低直近の1ヶ月分を記入させること。
- (3) 報告された当該調査票については、収支状況を確認するとともに、乗務距離の最高限度(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第22条により指定する地域に限る。)の遵守状況や拘束時間の遵守状況について精査すること。
- (4) 当該調査票を基に対面調査を実施すること。
なお、当該対面調査に当たっては、当該調査票の記入事項の根拠となる資料(乗務記録(運輸規則第25条第3項に規定する記録)、点呼記録(運輸規則第24条第3項に規定する記録)及びその他資料)について、当該調査票の対象となる期間分を用意するよう指示すること。
- (5) 調査の結果、法令違反(関連書類の未提出を含む。)の疑いが生じた場合には、具体的な法令違反の疑いの内容を精査し、調査対象事業者に当該法令違反について事実確認を行うとともに、改善指導を行うこと。
- (6) 調査結果に関係資料を添えて、監査部門に情報を提供すること。
- (7) 地域におけるタクシー事業の適正化、活性化の状況を踏まえ、輸送部門において必要と判断する場合には、本調査を定期的に繰り返し実施すること。

2. 監査部門における対応

監査部門においては、上記1.(6)における情報の提供を受け、「旅客自動車運送事業の監査方針について(平成21年9月29日付け国自安第56号、国自旅第124号、国自整第50号)」及び「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて(平成21年9月29日付け国自安第57号、国自旅第125号、国自整第51号)」に基づき、当該事業者に対して適切な措置を講ずること。